

# 身近な各種支援策のご紹介

遠軽商工会議所 Tel42-5201 (指導課)

## はじまります 「無期転換ルール」

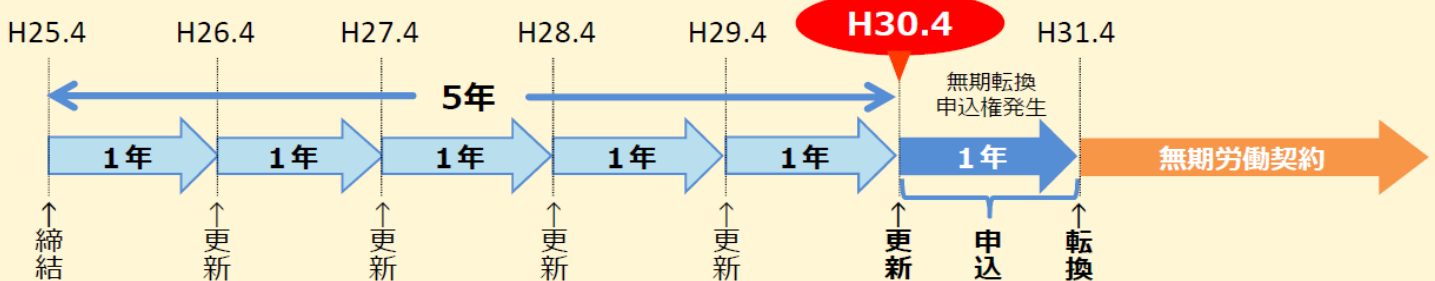
無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで、あとわずか！

安心して働くための「無期転換ルール」とは  
～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

### 無期転換ルールとは

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約期間が1年の場合の例】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

### 対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約者」が同一の会社で通算5年を超えてる全ての方が対象です。

契約社員やパートタイマー、アルバイト、契約社員などの名称は問いません。

### ● 企業の皆さまへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

- ▶ 無期転換ルールへ対応する準備はお済ですか？
- ▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。
- ▶ まだ準備が進んでいない場合は、早急に取りかかりましょう。

## ● 雇止めの慎重な検討について

無期転換ルールの導入に伴い、有期雇用労働者が無期労働契約への転換前に雇止めとなる場合が増加するのではないかと心配があります。

このため、雇用の安定がもたらす労働者の意欲や能力の向上や、企業活動に必要な人材の確保に寄与することなど、無期転換がもたらすメリットについても十分に検討のうえ、ご対応いただくようお願いいたします。

お問い合わせ先：北海道労働局 雇用環境・均等部（室） TEL：011-709-2715

## 特定求職者雇用開発助成金のご案内

この助成金は、就職の機会を逃したこと等により長期間にわたり不安定雇用を繰り返す方（以下「長期不安定雇用者」という。）を正規雇用労働者として雇い入れる事業主を支援し、長期不安定雇用者の正規雇用労働者としての就職を促進するためのものです。

**〈対象となる長期不安定雇用者〉 下記①～④のすべてに当てはまる方が対象です。**

雇い入れ日において①～④のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などから、対象労働者として紹介を受け、正規雇用労働者（※）として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

①	雇い入れ日時点の満年齢が35歳以上60歳未満の方
②	雇い入れの前日から起算して過去10年間に5回以上離職または転職を繰り返している方 ▶「離職または転職」については、雇用保険の一般被保険者として雇用されていた場合とします。ただし、在学中のパート、アルバイト等は除きます。
③	ハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介の時点で失業状態にある方 ▶1週間の所定労働時間が20時間以上またはそれと同等の業務に従事する自営業者等については失業の状態にあるとは認められません。
④	正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

（※）正規雇用労働者とは

正規雇用労働者とは、以下の（ア）から（エ）のいずれにも該当する者としてします。ただし、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者は除きます。また、正規雇用労働者について就業規則等において定められていることが必要です。

- （ア） 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- （イ） 派遣労働者として雇用されている者でないこと。
- （ウ） 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じ労働者であること。
- （エ） 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

〈支給額〉対象期間を6か月ごとに区分し、一定額を支給します。

企業規模	支給対象期間	支 給 額		支給総額
		第1期	第2期	
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

※雇入れ日から起算した最初の6ヵ月を第1期、以後の6ヵ月を第2期といたします。

- ◆雇い入れた労働者の雇用状況など雇用管理に関する事項を支給申請にあわせて報告していただきます。
- ◆記載している要件のほかにも、詳細な支給要件がありますので、活用を検討される際は、北海道労働局または最寄りのハローワークにご相談ください。
- ◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
(雇用助成金札幌センター3階) TEL：011-738-1056

## 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方を支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方支援センター」を開設しました。

是非、お気軽にご相談ください。

### ◆「ほっかいどう働き方支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが無料で受けられます。

#### ■社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。

「ほっかいどう働き方支援センター」には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口（無料）を常時設置しています。

#### ■札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内6か所で開催！

センターから離れている地域の企業の方々には、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において開催する出張相談会も利用いただけます。

#### ■「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。（1法人につき2回まで）

### ◆「ほっかいどう働き方支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

☆長時間労働を減らすにはどうしたらいいのかわりたい

- ☆非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ☆就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ☆仕事と家庭の両立支援関係の助成金を紹介してほしい
- ☆有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのかわかりたい
- ☆様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

### ◆ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡してください。  
また、メールやFAXによる相談も承っております。

### ◆ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3階 北海道中小企業団体中央会内

TEL：0120-495-595（専用電話） FAX：011-206-1498

Email：[hatarakikatasien@doginsoken.jp](mailto:hatarakikatasien@doginsoken.jp)

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

---

## 小規模企業者等設備貸与事業のご案内

（公財）北海道中小企業総合支援センターでは、小規模企業者の方が創業および経営の革新に必要な設備を導入する際に、センターが設備を購入し、申込された方に割賦販売または、リースする公的制度を実施しております。

詳しくは、（公財）北海道中小企業総合支援センター（TEL：011-232-2404）へお尋ねください。

### ◆制度の概要

区 分	割 賦 販 売	リ ー ス
対 象 者	常時使用する従業員数が50人以下の小規模事業者等	
対 象 設 備	創業者の事業のために必要な設備および小規模企業者等の経営革新に必要な設備として一定の条件を満たすもの。	
設 備 価 格	100万円～1億円	
割賦・リース期間	10年以内	3～10年
割賦損料率 月額リース料	割賦損料率 年 1.8%～2%	リース期間：月額リース料 3年：2.955% ～ 10年：0.998%

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課近代化資金グループ

TEL：011-204-5345